

## 令和6年1月小郡市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和6年1月12日(金) 午後2時 開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階大会議室

### 3. 議事日程

#### 第1 議事録署名人の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画  
変更申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する  
意見について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の  
承認について (所有権移転)

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の  
承認について (利用権貸借)

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

#### 4. 会議に出席した委員 (23名)

1番 赤川 敏彦	2番 天本 正幸
3番 大中 久敏	4番 天本 守
5番 草場 小夜子	6番 後藤 感二
7番 白水 壽徳	8番 田籠 新
9番 田中 善道	10番 寺崎 廣喜
11番 寺崎 多加子	12番 中原 孝司
13番 永利 春雄	14番 西岡 利子
15番 野口 忠弘	16番 久光 壽子
17番 肥山 繁雄	18番 福田 壽光
19番 藤井 豊志	20番 藤井 政秋
21番 柳 昭好	22番 柳 蔵司 (欠席)
23番 山下 梅夫	24番 山田 憲二

#### 5. 会議に欠席した委員 (1名)

#### 6. 会議に出席した事務局職員 (3名)

会長：

本日の総会は、議案5件、報告3件でございます。  
委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

### (開会)

議長：

ただいまの出席委員は23名で委員定足数に達しております。  
なお、22番委員より欠席届が出ています。

よって、令和6年1月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところではございますが、本会議での十分なるご審議方よろしくお願いいたします。

### [日程第1 議事録署名委員の指名]

議長：

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、18番、19番委員を指名いたします。よろしく  
お願いいたします。

### [日程第2 議案の審査]

議長：

日程第2、これより議案の審議を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、5件を  
議題といたします。

それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について  
ご説明をいたします。

議案書の1ページをご覧ください。

番号1は、大板井地内の田1筆です。3条による所有権移転で、売  
買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は農業廃止、譲受人は経営規模を拡大するということです。

(位置図で場所の説明)

番号2は、大板井地内の田1筆です。3条による所有権移転で、売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は農業廃止、譲受人は経営規模を拡大するということです。

(位置図で場所の説明)

番号3は、大板井地内の田1筆です。3条による所有権移転で、売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は農業廃止、譲受人は経営規模を拡大するということです。

(位置図で場所の説明)

2ページをお願いします。

番号4は、三沢地内の畑1筆です。3条による所有権移転で、無償贈与となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

(位置図で場所の説明)

番号5は、二森地内の田1筆です。3条による所有権移転で、売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は耕作不便、譲受人は耕作便利ということです。

(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人はすべての農地を有効に活用すること、機械、労働力及び技術など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、問題はないと思われま。

なお、先月開催しました地区会議においても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

第2分科会長：

ご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、第2分科会で慎重に審査した結果、許可相当とするとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。  
質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第1号について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。  
よって原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、1件を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは、議案書の3ページをお願いします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、1件のご説明をいたします。

番号1は、松崎地内の畑10筆です。

平成30年に許可となり造成中でしたが、事業者の変更と転用目的の変更の申請が出ています。

(位置図で場所、施設概要の説明)

なお、先月開催しました地区会議において、了承いただいております。以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

第3分科会長：

ご報告いたします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、第3分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、14件を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

議案書4ページをお願いします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、14件をご説明します。

4 ページの番号 1 と 5 ページの番号 2 は、譲渡人は違いますが、譲受人が同一の案件になります。

松崎地内の畑 1 4 筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、利用目的、売買価格の説明)

5 ページ番号 3 から 8 ページの番号 1 2 は、譲渡人は違いますが、譲受人が同一の案件になります。

松崎地内の畑 1 7 筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、利用目的、売買価格の説明)

9 ページをお願いします。

番号 1 3 と 1 4 は、譲渡人は違いますが、譲受人が同一の案件になります。

三沢地内の畑 3 筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、利用目的、売買価格の説明)

なお、先月開催しました地区会議においても了承を頂いております。

以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わらせていただきます。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第 3 分科会へお願いしておりましたので、第 3 分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

藤井第 3 分科会長：

ご報告いたします。

議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請に対する意見について、第 3 分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしく願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第3号について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長：

賛成多数でございます。

よって議案第3号は原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転について、3件を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、所有権移転について、ご説明します。

議案書の10ページをお願いします。

番号1は、山隈地内の田3筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、売買価格等の説明)

番号2は、下岩田地内の畑1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、売買価格等の説明)

番号3は、10ページから11ページになります。

小坂井地内の田6筆、大坂井地内の田2筆、上岩田地内の田2筆、下岩田地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、売買価格等の説明)

なお、先月開催しました地区会議においても了承を頂いております。

以上簡単ですが、提案理由の説明を終わらせていただきます。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願い

いたします。

第1分科会長：

ご報告いたします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転について、第1分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。

本案件について、原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成です。

よって、議案第4号は原案通り承認することに決定します。

次に、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権貸借について議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権貸借について、ご説明します。

議案書の12ページをお願いします。

12ページの番号1から、14ページの番号6までは、利用権の設定をする方は違いますが、設定を受ける方が同一の案件です。

山隈地内の田15筆、畑1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、利用目的、使用貸借の説明)



番号7は、吹上地内の田2筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、利用目的、賃貸借の説明)

なお、先月開催しました地区会議においても了承を頂いております。

以上簡単ですが、提案理由の説明を終わらせていただきます。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

第1分科会長：

ご報告いたします。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権貸借について、第1分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。

本案件について、原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員賛成でございます。

よって議案第5号は原案の通り承認することに決定いたします。

### [日程第3 報告事項]

議長：

それでは、議案を終了し、これより報告事項に入ります。  
報告事項3件につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局：

それでは、議案書の15ページをご覧ください。  
報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出18件につきまして報告いたします。

番号1は、干潟地内の田2筆、畑5筆です。  
県農業振興推進機構と合意解約されたものです。

16ページをお願いします。  
番号2は、干潟地内の畑5筆です。  
県農業振興推進機構と合意解約されたものです。

番号3は次の17ページにかけて、干潟地内の田4筆、畑3筆です。  
県農業振興推進機構と合意解約されたものです。

番号4は、干潟地内の畑1筆です。  
県農業振興推進機構と合意解約されたものです。

18ページをお願いします。  
番号5は、干潟地内の畑1筆です。  
県農業振興推進機構と合意解約されたものです。

番号6は、干潟地内の畑1筆です。  
県農業振興推進機構と合意解約されたものです。

番号7は、干潟地内の田1筆です。  
県農業振興推進機構と合意解約されたものです。

19ページをお願いします。  
番号8は、福童地内の田3筆です。  
県農業振興推進機構と合意解約されたものです。

番号9は、山隈地内の田7筆です。

借人の都合により、合意解約されたものです。

20ページをお願いします。

番号11は、山隈地内の田5筆です。

借人の都合により、合意解約されたものです。

番号12は、山隈地内の畑1筆です。

借人の都合により、合意解約されたものです。

21ページをお願いします。

番号13は、山隈地内の田1筆です。

借人の都合により、合意解約されたものです。

番号14は、山隈地内の田2筆です。

借人の都合により、合意解約されたものです。

番号15は、山隈地内の田1筆です。

借人の都合により、合意解約されたものです。

22ページをお願いします。

番号16は、山隈地内の田1筆です。

借人の都合により、合意解約されたものです。

番号17は、福童地内の田1筆です。

県農業振興推進機構と合意解約されたものです。

番号18は、福童地内の田3筆です。

県農業振興推進機構と合意解約されたものです。

23ページをお願いします。

番号19は、吹上地内の田2筆です。

借人の都合により、合意解約されたものです。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の24ページをご覧ください。

報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域の

転用届出について、1件の報告をいたします。

番号1は、大板井地内の田1筆です。  
露店駐車場とするため届出が提出されたものです。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の25ページをご覧ください。  
報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の転用届出について、1件を報告いたします。

番号1は、三沢地内の畑1筆です。  
一般個人住宅建設のため一時転用の届出が出されています。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

以上、簡単ですが報告いたします。

議長：

事務局から報告が終わりました。  
報告事項3件につきまして、何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

特に、無いようです。  
以上で本総会に付議されました案件の審議・報告はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。  
議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長：

異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、令和6年1月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。  
ご協力ありがとうございました。

令和6年1月12日（金） 午後2時42分閉会